

阿蘇市いじめ防止基本方針

令和 7 年 9 月

阿蘇市

目 次

はじめに	1
------	---

【第1】いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 組織の設置等	2
3 市の基本方針の内容	2
4 いじめの定義	2
5 いじめの理解	3
6 いじめの防止等に関する基本的考え方	4

【第2】いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本市が実施する施策	5
（1）市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議の設置	
（2）市教育委員会の附属機関の設置	
（3）いじめの防止等のための取組	
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	
（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
（3）学校におけるいじめの防止等に関する取組	
3 重大事態への対処	11
（1）学校の設置者又は学校による調査	
（2）調査結果の報告を受けた市による再調査及び措置	

【第3】その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討	14
2 基本方針の公表	14
3 県教育委員会との連携	14

※注1 この方針の中で「法」とあるのは、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」のことをいう。

※注2 この方針の中で「条例」とあるのは、「阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議等設置条例（平成27年3月17日阿蘇市条例第18号）」のことをいう。

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許される行為ではない。

近年ではSNSの普及等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ事案も複雑化、多様化している。

阿蘇市は、児童生徒一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、市・学校・市民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針「阿蘇市いじめ防止基本方針」を策定するものである。

【第1】いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) 市教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより「阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議」を設置することとする（法第14条第1項）。

(2) 市教育委員会は、管内小・中学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うため、「阿蘇市いじめ防止対策審議会」を設置することとする（法第14条第3項）。

(3) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする（法第22条）。

ただし、各学校の実情に応じて、心理や福祉等の専門的知識を有する者の確保が困難な場合は、本市教育委員会所属の生徒指導担当者等を充てることとする。

(4) 市教育委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条第1項）。

(5) 市長は、「阿蘇市いじめ調査委員会」を設け、必要があると認める場合は、(4)の組織が行った調査結果の調査を行う（法第30条第2項、31条第2項）。

3 市の基本方針の内容

市の基本方針は、市、学校、家庭、地域その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を地域総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された市や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、市の基本方針では、本市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本市において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

市の基本方針に沿った対策の実現のためには、学校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、市の基本方針の記載内容についても、本市の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、「いじめはどの子供にも起こりうる」ものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれる

が、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものであるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、「いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうる」ものである。その際、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、令和6年度（2024年度）熊本県公立学校「心のアンケート」において、「相手が嫌と思うことを言ったりしたことがありますか」という質問に対する本市の調査結果では、「ある」と答えている児童生徒が約3割いる。その理由として、「いらいらしていた」「遊び半分、面白かった」という回答が最も多く見られた。自分本位の理由で他者に対して不快な思いをさせていることが分かる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集

団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

（１）いじめの防止

「いじめは、どの学校でもどの子供にも起こりうる」ことから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、学校の教育活動全体を通して道徳教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てる必要がある。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域が一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発が必要である。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や市教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応することが必要である。

このため、教職員は、普段からいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

いじめの解決とは、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。また、学校は、表面的に解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、すべての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、または、各種アンケート等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について学校関係者と家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや不安、相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる側の児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、普段から、学校と市教育委員会及び関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

そのうえで、阿蘇地区学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は地方法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

【第2】いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本市が実施する施策

(1) 市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議の設置

本市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。その構成員は、学校関係者、関係行政機関職

員、関係団体代表者、いじめの防止などのために市教育委員会が必要と認める者とする。

(2) 市教育委員会の附属機関の設置

本市は、法第14条第3項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うことなどを目的とする、「阿蘇市いじめ防止対策審議会」（以下「審議会」という。）を、市教育委員会の附属機関として設置する。

また、審議会は、市教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等に関する重要事項及び法第28条1項に規定する重大事態に関する事項を調査審議し、答申する。

審議会は、委員5人以内をもって組織し、法律、心理、医療、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他のいじめの防止等に関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(3) いじめの防止等のための取組

いじめの防止等のために本市が実施する取組は、以下の通りである。

① いじめの防止

○いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、各種連絡協議会等既存の組織を活用し、学校、家庭、地域、関係機関の連携の強化を図る。

○熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための風土づくりに向けた市民運動を進める。

○保護者が、子供の規範意識を養うなど、法に規定された保護者の責務等を果たし、子供と適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」の周知や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等を通じた啓発活動や相談窓口の設置等、家庭教育の支援を行う。

○児童生徒が、学校、家庭及び地域の共通理解の下、地域住民による学校支援活動での様々な人々との触れ合いや豊かな体験の機会等を通じて、他者への理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、コミュニティ・スクール等を通じて学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。

○いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実に向けた教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者でいじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣する者の確保等必要な措置を行う。

なお、「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」や「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣する者」とは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー等の専門家やスクールサポーター等の警察官経験者、弁護士、医療関係者等を指す。

○熊本県少年保護育成条例に基づき、18歳未満の児童生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング普及を促進し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめをしない、させない環境づくりに努める。また、SNS等のサービス利用で児童生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。

○児童生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提

供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者への思いやりの心を育むことで、楽しく登校できる学校づくりを推進する。

- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童生徒を傷つけ、又は、他の児童生徒によるいじめを助長することもあることから、校長会議や教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
 - 学校教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、校内研修等が充実するための支援を行う。
 - 「各中学校区差別をなくす子供集会」等、児童生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。
 - 市教育委員会が主催する「子供が考える魅力ある学級・学校づくりキャラクターサミット会議」や「キャリア・スタート・ウィーク」等を通じて、学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高め、児童会・生徒会が主体となる取組を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。
 - すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等を充実させ、児童生徒に豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進する。
- ②いじめの早期発見
- 市教育委員会が作成している「不登校対策アクションプラン～ともに手をたずさえて～」に基づいた取組により、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合、関係者と連携して迅速に対応する。
 - いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を周知徹底する。
 - 学校において「COCOLOの天気」、「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」、「i-check」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。
- ③いじめへの対処
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導、又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、阿蘇地区学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。
 - いじめの行為が犯罪と思われる場合には、阿蘇地区学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて適切に相談を行うなど、警察との連携・協力体制の整備に努める。
 - 重大ないじめ事案に対しては、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を速やかに講ずることができるよう支援を行う。

④その他の取組

- インターネットを通じて行われるいじめに学校が早期かつ継続的に対処するため、県教育委員会が行うネットパトロール等の報告を受け、関係学校への支援を行う。
- 各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。
- 「心のアンケート」の結果分析や生徒指導担当者会議等での情報共有等を通じて、いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの配付とその活用などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。
- 市教育委員会は、学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- 市教育委員会は、教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策は、以下の通りである。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針及び、県あるいは市の基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その具体的な内容として、いじめの防止の観点からは、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、具体的な指導内容のプログラム化を図ることなどが考えられる。

また、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具体的に定めるとともに、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組や、これらに関する年間を通じた取組計画を定めることなどが考えられる。

加えて、より実効性の高い取組を維持するため、学校基本方針の記載内容が、当該学校の実情に照らして適切に機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを予め学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の

方の参画を求め、地域を巻き込んだ学校基本方針になるよう配慮することが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効である。

また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が重要である。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開するものとする。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、当該学校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者等、外部専門家の協力・参加を得て対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、各学校は法第22条に定める組織を設置する。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

当該組織は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的な対応を行うために置くものである。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行う必要があり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなど体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割を持つものである。

法第22条にいう「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任や児童生徒支援加配教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、組織的に対応の中核として機能するよう、各学校の実情に応じて選任する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」「いじめ対策委員会」等の既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させるこ

とも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称は各学校の判断による。

また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じてその運用を工夫する必要がある。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校におけるいじめの防止等のための取組は以下の通りである。

なお、学校基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることなどが考えられる。

①いじめの防止

「いじめはどの子供にも起こりうる」ことから、すべての児童生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくるとともに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

②いじめの早期発見

教職員は、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や随時の教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、当該児童生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関専門機関との連携の下で取り組む。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

①重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、前述の目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申し立てを受けたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うこととする。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、校長が教育長へ、教育長は市長へ事態発生について速やかに報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、法第28条第3項の規定に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施する。

ウ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事

態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- b いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- c 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- e 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施について

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校と本市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を「徹底的に守り抜く」といった決意を持って調査を実施する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持

ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（改訂版）（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、積極的な支援を行う。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

②調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任について

市教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明するなどの措置を講じる。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法時期等について必要な指導及び支援を行い、学校の状況に応じた適切な対応を講じる。

イ 調査結果の報告について

調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

（２）調査結果の報告を受けた市による再調査及び措置

①再調査

上記（１）－②－イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「阿蘇市いじめ問題再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という。）において行う。

再調査についても、学校等による調査同様、再調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

②再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告するものとする。

【第３】その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

市は、市の基本方針について定期的に点検及び必要に応じた見直しを行う。

2 基本方針策定状況の確認と公表

市は、市における基本方針について公表する。

3 県教育委員会との連携

学校で発生した重大事態等で、学校および本市だけでは解決が困難な事案に緊急に対応するため、県教育委員会へ外部の専門家等からなる支援チームの派遣を要請する。